

## 省エネ住宅普及促進事業 横浜市省エネ住宅補助制度要綱

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最近改正 建住政第708号 令和4年6月22日

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に建設する高断熱で高气密な住宅の新築工事及び市内の住宅の省エネルギー性能を向上させる改修工事を行なう際に要する費用の一部を補助するにあたり必要な事項を定め、健康リスクの軽減に寄与する住宅の普及、民間住宅市場における温暖化対策の誘導及び子育て・新婚世帯等の住宅取得支援を促進することを目的とする。

2 横浜市省エネ住宅補助制度に係る補助金の交付にあたっては、次の各号に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱及び「省エネ住宅普及促進事業 横浜市省エネ住宅補助制度実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めるところによる。ただし、第4号に掲げる規則の適用にあたり、本要綱第3条第1項第3号の工事については、工事の内容に応じた単価設定により補助金の額を算出することから、規則第24条ただし書に規定する2人以上の事業者からの入札又は見積書の徴収を行う必要がないものとして取り扱うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建ての住宅 住宅のうち、1つの建築物が1戸の住宅であるものをいう。ただし、兼用住宅の場合は、住宅の用途に供する部分をいう。
- (2) 共同住宅等 共同住宅及び長屋をいう。
- (3) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の規定に基づく「区分所有者」をいう。
- (4) 賃貸住宅管理者 賃貸住宅の管理を任された者又は賃借人でエコリノベーション等工事について所有者の同意を得ている者をいう。
- (5) エコリノベーション等工事 住宅の断熱性の確保に繋がる断熱改修や省エネルギー性能を向上させる設備改修等、省エネかつ健康な住まいに繋がる工事で市長が別に定めるものをいう。
- (6) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イの外皮平均熱貫流率をいう。
- (7) 気密性能 建物の内外を隔てる外周部分（外皮）又は建物の部位で内外を隔てる部分の密閉性の程度を意味し、日本産業規格A2201（送風機による住宅等の気密性能試験方法）－2017で規定されている方法により測定された、相当隙間面積（C値）のことをいう。
- (8) BELS 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する第三者認証の制度をいう。
- (9) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一時エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (10) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律（平成 12 法律第 57 号）第 9 条 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

（補助対象）

第 3 条 補助対象は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

(1) 横浜市内に建設される住宅（共同住宅等にあつては住戸単位とし、以下「住宅等」という。）における、次のア又はイのいずれかに掲げる性能等を満たす新築工事とする。

ア 次の基準を満たす一戸建ての住宅であること。ただし、形態上一戸建ての住宅として扱うことが合理的な 2 戸以下の長屋を含む。

(ア) 外皮平均熱貫流率が  $0.26\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下又は  $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下

(イ) 気密性能の測定を実施し、相当隙間面積（C 値）が  $1\text{cm}^2/\text{m}^2$  以下

(ウ) BELS において、☆☆☆☆☆かつ『Z E H』の評価・認証を受けた住宅

イ 次の基準を満たす共同住宅等であること

(ア) 外皮平均熱貫流率が  $0.36\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下

(イ) 気密性能の測定を実施すること

(ウ) BELS において、☆☆☆☆☆の評価・認証を受けた住宅

(2) 横浜市内に存する住宅等における、次のア又はイのいずれかに掲げる性能等を満たす断熱改修工事とする。

ア 次の基準を満たす一戸建ての住宅であること。ただし、形態上一戸建ての住宅として扱うことが合理的な 2 戸以下の長屋を含む。

(ア) 外皮平均熱貫流率が  $0.26\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下又は  $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下

(イ) 気密性能の測定を実施すること

(ウ) BELS を取得すること

イ 次の基準を満たす共同住宅等であること

(ア) 外皮平均熱貫流率が  $0.36\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下

(イ) 気密性能の測定を実施すること

(ウ) BELS を取得すること

(3) 横浜市内に存する住宅等における、次のア又はイのいずれかに掲げる性能等を満たすエコリノベーション等工事とする。なお、改修前の状態で明らかに次の各号の性能等を満たす住宅等に対するエコリノベーション等工事は補助の対象外とする。

ア 次の基準を満たす住宅等であること

(ア) 外皮平均熱貫流率が  $0.87\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下

(イ) BELS を取得すること

イ 居室 1 室以上の全ての開口部及び複数の開口部について、仕様基準を満たす住宅等であること

2 前項第 1 号の住宅等は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存するものとし、同項第 2 号及び第 3 号の住宅等は、耐震性を確保した建築物（昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を得て着工したもの又は平成 18 年国土交通省告示第 185 号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含む。））でなければならない。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の申請をすることができる者は、住宅の建築主、所有者、区分所有者及び賃貸住宅管理者とし、第 13 条で定める普及啓発の取組への協力ができるものとする。

（補助の内容及び実施の範囲等）

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 項各号に掲げる補助対象の工事に対して、次の各号に定める金額を補助することができる。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号で定める新築工事及び断熱改修工事にあつては基準省令における外気等に接する開口部の窓及びドア並びに躯体の断熱材等の建材の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、市長が定める断熱性能を高めることによる掛かり増し費用で、第6条第1項の規定により徴収した2者以上の見積り額において算出した掛かり増し費用の千円未満を切り捨てた額のうち最も低い金額とする。
  - (2) 第3条第1項第3号で定めるエコリノベーション等工事において、実施要領の別表に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、別表で定めるモデル工事費の合計額又は実際の工事費の合計額のいずれか低い額に、第3号アに掲げる工事にあつては100分の23を、第3号イにあつては100分の10を乗じて得た額で千円未満を切り捨てた金額とする。
  - (3) 前号のエコリノベーション等工事において、設備改修工事等に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱性能に関する改修工事と同額以下であること。
- 2 前項の補助金額の合計額は、第3条第1項各号で定める工事に応じ、次の各号に定める金額を上限とする。
- (1) 第3条第1項第1号ア及び第2号アの工事のうち、外皮平均熱貫流率が  $0.26\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下のもの 200万円
  - (2) 第3条第1項第1号ア及び第2号アの工事のうち、外皮平均熱貫流率が  $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下のもの 150万円
  - (3) 第3条第1項第1号イ及び第2号イの工事 一住戸あたり60万円
  - (4) 第3条第1項第3号アの工事 一戸建ての住宅にあつては一住戸あたり50万円、共同住宅にあつては一住戸あたり15万円又は改修に係る室の床面積に  $3,800\text{円}/\text{m}^2$  を乗じて得た額のいずれか低い額
  - (5) 第3条第1項第3号イの工事 一戸建ての住宅にあつては一住戸あたり50万円、共同住宅にあつては一住戸あたり15万円又は改修に係る室の床面積に  $3,800\text{円}/\text{m}^2$  を乗じて得た額のいずれか低い額
- 3 同一の補助対象者に行う補助は、同一年度内で10戸を限度とする。
- 4 同一の補助対象の住宅等に行う補助は、工事の内容にかかわらず1回を限度とする。
- 5 市長は、本事業を実施する年度の予算の範囲内で本事業を行うものとし、当該年度ごとに、第6条に規定する補助金交付申請、第9条に規定する工事完了報告、第11条に規定する補助金の請求の提出期限等を定めることができる。

（補助金交付申請）

- 第6条 この要綱の適用を受けようとする補助対象者は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類（工事金額が100万円以上の場合で、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる補助対象にあつては2者以上の市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）から、同項第3号の補助対象にあつては市内事業者から見積もりを徴収するものとし、同項第1号及び第2号に掲げる補助対象にあつては要領第2号様式を同項第3号の補助対象にあつては見積書の写しを含む。）を添えて市長に提出し、交付の決定を受けなければならない。
- 2 市長は、補助金交付申請書の提出があつたときは、当該補助金交付申請書の内容を審査の上、適切であると認めた場合は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による交付の決定を通知する場合において、必要があると認めたと

きは交付決定通知書に条件を付すことができる。

(申請の変更)

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
- (2) その他市長が必要と認める変更

2 市長は、前項の申請を受理したときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、補助金交付変更決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取り止め)

第8条 第6条第2項及び第7条第2項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が交付決定に係る工事を取り止めるときは、速やかに事業取止届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(工事完了報告)

第9条 第6条第2項及び第7条第2項の規定により、補助金交付の決定を受けた者は、交付決定に係る工事が完了したときは、工事完了実績報告書(第6号様式)に必要な書類(工事に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し及び、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを含む。)を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に掲げる工事完了実績報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書(第7号様式)により申請者あて通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第2項による通知を受理した者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき(やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。)又は第15条の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により補助対象者に通知するものとする。

3 第11条に基づき補助金の交付を受けた補助対象者が、前項の規定により補助金交付決定取消通知を受けた場合は、市長の定める期限内に、補助金の一部又は全部を返還しなけれ

ばならない。

(普及啓発の取組への協力)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、市長の求める普及啓発の取組について協力しなければならない。

(暴力団の排除)

第 14 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川警察本部長に提供するときは、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(指導、監督)

第 15 条 市長は、補助対象者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置について助言及び勧告等を行うことができる。

(実施の細目)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則  
この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 4 年 6 月 22 日から施行する。

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

補助金交付申請書

横浜市省エネ住宅補助制度の適用を受けたいので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて提出します。

申請する補助種別 (いずれかにレ点をつける)	<input type="checkbox"/> 住宅（賃貸住宅含む。）の新築工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>相当隙間値<math>1\text{cm}^2/\text{m}^2</math>以下</li> <li>BELS星5かつ『ZEH』の評価・認証を取得（予定含む）</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅で 外皮平均熱貫流率 $0.26\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅で 外皮平均熱貫流率 $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下	
	<input type="checkbox"/> 共同住宅で 外皮平均熱貫流率 $0.36\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下		
	<input type="checkbox"/> 住宅（賃貸住宅含む。）の断熱改修工事		
	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅で 外皮平均熱貫流率 $0.26\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下	<input type="checkbox"/> 共同住宅で 外皮平均熱貫流率 $0.36\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下	
	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅で 外皮平均熱貫流率 $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下		
<input type="checkbox"/> 住宅（賃貸住宅含む。）のエコリノベーション等工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>外皮平均熱貫流率<math>0.87\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})</math>以下、BELSの評価・認証を取得（予定含む）</li> <li>居室1室以上の全ての開口部及び複数の開口部について仕様基準を満たす</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 居室1室以上の全ての開口部及び複数の開口部について仕様基準を満たす			

建 物 名 称	
所 在 地	
工 事 着 手 予 定	年 月 日
工 事 完 了 予 定	年 月 日
耐 震 性 能	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 令和5年2月24日までに耐震改修工事予定
他補助金の利用	<input type="checkbox"/> 横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 国の補助事業を利用する予定です。（事業名 ） <input type="checkbox"/> 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
補助事業への同意	<input type="checkbox"/> 事業の実施にあたっては、省エネ住宅普及促進事業 横浜市省エネ住宅補助制度要綱及び実施要領並びに横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
反社会的勢力排除	<input type="checkbox"/> 省エネ住宅普及促進事業 横浜市省エネ住宅補助制度要綱第14条第1項各

に関する制約	号に該当しません。
--------	-----------

(一戸建ての住宅)

敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	構造	
階数	地上階/地下階		

(共同住宅等)

敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	構造	
階数	地上階/地下階	総住戸数	戸
床面積		階数	
対象となる住戸 (部屋番号まで記載)			

(添付図書)

- (1) 位置図
- (2) 補助申請額の内訳表(要領第1号様式) (第3条第1項第1号及び第2号の工事を行う場合に限る。)
- (3) 補助申請額の内訳表(要領第3号様式) (第3条第1項第3号の工事を行う場合に限る。)
- (4) 補助対象工事に係る見積書(第3条第1項第3号の工事を行う場合に限る。)
- (5) 補助対象とする建材・設備等を表示した関係図面(配置図、平面図、立面図、断面図等)
- (6) 改修する箇所の現況写真等(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)(第3条第1項第2号及び第3号の工事を行う場合に限る)
- (7) BELS評価書(第3条第1項第3号イの場合を除く。なお、交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)
- (8) 補助対象の工事を実施する住宅の新築(増築)時の建築確認通知書(確認済証)の写し等(第3条第1項第2号及び第3号の工事を行う場合に限る)
- (9) 省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書(要領第4号様式)
- (10) その他市長が必要と認める図書

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。



様

横 浜 市 長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日に提出されました横浜市省エネ住宅補助制度に係る補助金交付申請書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第6条第2項に基づき通知します。

1 交付決定対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
補 助 金 交 付 予 定 額	円

2 条件等

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅補助制度要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の対象となる事業は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- (3) この交付申請の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、変更交付決定を受けなければならない。
- (4) この事業を取りやめるときは、事業取止届（第5号様式）を市長に提出するものとする。
- (5) 横浜市省エネ住宅補助制度要綱第12条に規定する行為があったときは、この交付決定を取り消すものとする。

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住所

氏名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電話（ ）

補助金交付変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた標記事業については、次のとおり交付申請の内容を変更したいので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第7条第1項の規定により、必要書類及び図書を添えて申請します。

建物名称	
所在地	
交付決定 通知番号	年 月 日 第 号
変更内容	
変更理由	

（添付書類）

- ・ 関係書類及び図書（別紙のとおり）

※添付図書等は、変更に係る部分のみ添付し、当該部分を図示すること。

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

第 年 月 日 号

様

横 浜 市 長 印

補助金交付変更決定通知書

年 月 日に提出されました横浜市省エネ住宅補助制度に係る補助金交付変更申請書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第7条第2項に基づき通知します。

1 交付決定対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
変更後の補助金 交付予定額	円

2 変更決定の条件等

変更決定の対象となる部分は、補助金交付変更申請書に記載のとおりとする。

横浜市長

届 出 者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

**事業取止届**

事業の取り止めをしたいので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

建 物 名 称	
所 在 地	
交 付 決 定 （ 変 更 決 定 ） 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
取 り 止 め の 理 由	

（添付書類）

- ・ 交付決定（変更決定）通知書の写し

横浜市長

報告・申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

### 工事完了実績報告書

横浜市省エネ住宅補助制度要綱に基づき、交付決定を受けた工事が完了したので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

建 物 名 称	
所 在 地	
交 付 決 定 （ 変 更 決 定 ） 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 対 象 工 事 費	円
補 助 金 交 付 予 定 額	円

（添付書類）

- （1）工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （2）工事完了後の完成写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （3）工事請負契約書及び領収書の写し（当該事業者が市内業者であることを証することができる書類であること）
- （4）BELSの評価書（第3条第1項第3号イの場合を除く。また、交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合又は交付申請時点から評価が変更となる場合に限る）
- （5）気密性能の測定結果報告書の写し等（C値、n値及びACHの数値を算定するために必要な数値が記載されているもの）
- （6）その他市長が必要と定める書類

※（1）及び（2）の写真は、現況写真と比較できるように同じ撮影位置とすること。

第 号  
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

補助金額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定（変更決定）した横浜市省エネ住宅補助制度補助金については、先に提出された工事完了報告書を審査の結果、次のとおり決定したので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金交付対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	

2 確定補助金額

円



年 月 日

横浜市長

請 求 者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

印

電 話 （ ）

補助金交付請求書

横浜市省エネ住宅補助制度要綱第11条の規定により、補助金を次のとおり請求します。

建 物 名 称		
所 在 地		
補 助 金 額 確 定 通 知 番 号	年 月 日	第 号
補 助 金 請 求 額	円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店
	口 座 番 号	普 通 ・ 当 座
	フリガナ	
	口座名義人	

第 年 月 日 号

様

横 浜 市 長 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定（変更決定）した横浜市省エネ住宅補助制度の補助金については、補助金の交付決定を取り消すことと決定しましたので、横浜市省エネ住宅補助制度要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 補助金交付決定取消対象住宅

住 宅 名 称	
所 在 地	

2 取消しの理由

--